

## 日野南連合自治会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、日野南連合自治会(以下「本会」と略す)と称し、事務所を会長宅に置く。

(区域)

第2条 本会の区域は、横浜市港南区日野南4丁目25番と5・6及び7丁目の全区域とする。

(目的・活動)

第3条 本会は加入自治会の主体性を重んじ、相互の連携を深めると共に、住みやすい安全・安心まちづくりを目的とする。

1. 行政から地域への情報の伝達。
2. 地域から行政への要請等。
3. 各自治会間の情報交換と調整。
4. 港南区連合町内会会長連絡協議会との連携。
5. 上記事項の他、本会の目的を達成するため、必要な活動。

(構成)

第4条 本会は、会の目的に賛同する野村港南台自治会、港南つつじヶ丘自治会、グランヒルズ港南台自治会、NTT日野町社宅自治会をもって構成する。

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。 1. 理事会 2. 事務局 3. 会計 4. 監事

(理事会)

- 第6条
1. 本会の最高議決機関とし、理事で構成する。
  2. 次の事項は理事会にかけ、その議決をえなければならない。
    - (1) 事業報告及び決算の承認
    - (2) 事業計画及び予算の決定
    - (3) 役員を選任及び解任
    - (4) 規約の改廃
    - (5) その他必要と認めた事項
  3. 理事会は次の場合に会長が招集する。
    - (1) 4月度理事会(総会)
    - (2) 定期会合(原則として月1回)
    - (3) 理事の3分の1以上の要求があったとき。
  4. 4月度理事会(総会)の定足数は理事の3分の2以上とし、理事会定期会合の定足数は理事の過半数とする。
  5. 理事会定期会合には、複数理事選出の自治会は1名以上の理事を出席させること。
  6. 理事会の議決は出席理事の過半数の賛成による。
  7. 理事会の議長は会長が務める。

(理事の選出)

- 第7条
1. (1) 本会に加入する自治会は各自治会構成世帯数に応じた理事に加え、自治会所属の日野南連合自治会役員(会長・事務局長・会計)を理事として選出する。
    - 100世帯未満の自治会 理事1名
    - 100世帯以上500世帯未満の自治会 理事3名以内
    - 500世帯以上の自治会 理事3名+若干名
  - (2) 当連合自治会の各種活動機関団体(第12条3項)代表を理事とする。
  - (3) 会長は必要の応じ特命事項担当理事候補(若干名)を推薦し、理事会の同意を得て理事に任命することができる。

(役員及び役員の選出)

- 第8条
1. 本会に次の役員を置く。
    - (1) 会長 1名
    - (2) 副会長 若干名
    - (3) 事務局長 1名
    - (4) 会計 1名
    - (5) 監事 2名
  2. 前項の役員の内、会長・副会長・事務局長・会計は理事の互選により選出する。役員は他の役員を兼務することは出来ない。

(役員職務)

- 第9条 1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。  
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。  
3. 事務局長は、会長の指示に従い、本会の事務を執行すると共に本会の広報、渉外業務を担当する。  
4. 会計は、会務に係わる金銭出納を担当する。  
5. 監事は、本会の会計、活動執行状況の監査を行う。

(役員任期)

- 第10条 1. 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。  
2. 途中交代による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

- 第11条 1. 本会に顧問を置くことができる。  
2. 顧問は理事会の同意を得て会長が委嘱する。  
3. 顧問は理事会の諮問に応じる。

(活動の運用：活動機関)

- 第12条 1. 活動の運営については、理事会が承認した関連団体及び委嘱委員会の代表を含めて行う。  
2. 事業の活動状況については、理事会定期会合で適時報告をおこなう。  
3. 本会は次の関連団体及び委嘱委員会を活動機関とし、且つその活動を支援する。

関連団体

- (1) 日野南地区社会福祉協議会  
(2) 日野南小学校地域防災拠点運営委員会  
(3) 日野南地域安全・安心まちづくり協議会

委嘱委員会

- (4) 民生委員児童委員  
(5) 保健活動推進員  
(6) 青少年指導員  
(7) スポーツ推進委員  
(8) 環境事業推進委員  
(9) 消費生活推進員  
(10) 交通安全母の会  
(11) 防犯指導員

(会費)

- 第13条 1. 本会に加入する自治会は次の基準により、年会費を納入するものとする。

(1)基本会費：世帯数	40以下	2,000円
	100以下	5,000円
	101～300	10,000円
	301～600	15,000円
	601～900	20,000円
	901以上	25,000円

- (2)世帯数比率会費：地域活動推進費の10%を掛ける世帯数分を世帯数比率会費とする。

(経費)

- 第14条 本会の運営にかかる経費は会費及び横浜市より給付される地域活動推進費等その他の収入をもってこれにあてる。

(事業年度)

- 第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(監事)

- 第16条 1. 本会の会計及び業務を監査し、その結果を理事会に報告する。  
2. 本会に加入する500世帯以上の自治会は 監事1名を選出する。

(付則)

- 第17条 1. 第7条(理事の選出)及び13条(会費)の自治会世帯数は4月1日の在籍世帯数とする。
2. 本規約に定めのない事項については、理事会で協議して決める。
3. この規約は、平成11年4月25日から施行する。

改定日	一部改定	平成13年4月22日
	一部改定	平成14年4月21日
	一部改定	平成17年4月24日
	一部改定	平成18年4月22日
	一部改定	平成19年4月28日
	一部改定	平成25年4月28日

以上